

産業廃棄物処理計画書	
令和7年6月13日	
愛媛県知事 中村 時広 殿	
提出者	
住 所 神奈川県横浜市神奈川区守屋町3-13	
氏 名 千代田エクスワンエンジニアリング株式会社	
代表取締役社長 伊藤 卓	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0454411458	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	1__菊間SDM出張所 2__波方出張所
事業場の所在地	1__愛媛県今治市菊間町種4081-4 2__愛媛県今治市波方町宮崎乙317-2
計画期間	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	建設業
② 事業の規模	1_1,330,000,000円 2_5,290,000,000円
③ 従業員数	44 名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	がれき類(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物) → 委託処分(埋立) 鋳さい(サンドブラスト廃砂(塗料かす等を含むものを除く) → 委託処分(埋立) 紙くず(建設工事の紙くず) → 委託処分(焼却) 燃え殻(廃キャストブル) → 委託処分(埋立) 廃プラスチック類 → 委託処分(焼却、埋立) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(保温材) → 委託処分(埋立) がれき類(アスファルト・コンクリート破片) → 委託処分(破碎、再生) 汚泥(泥状のもの) → 委託処分(埋立) 管理型建設混合廃棄物 → 委託処分(焼却、埋立) 廃油 → 委託処分(焼却)



自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 自ら再生利用は行わない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 今後も実施する予定はない。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) 自ら中間処理は行わない。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) 今後も実施する予定はない。			



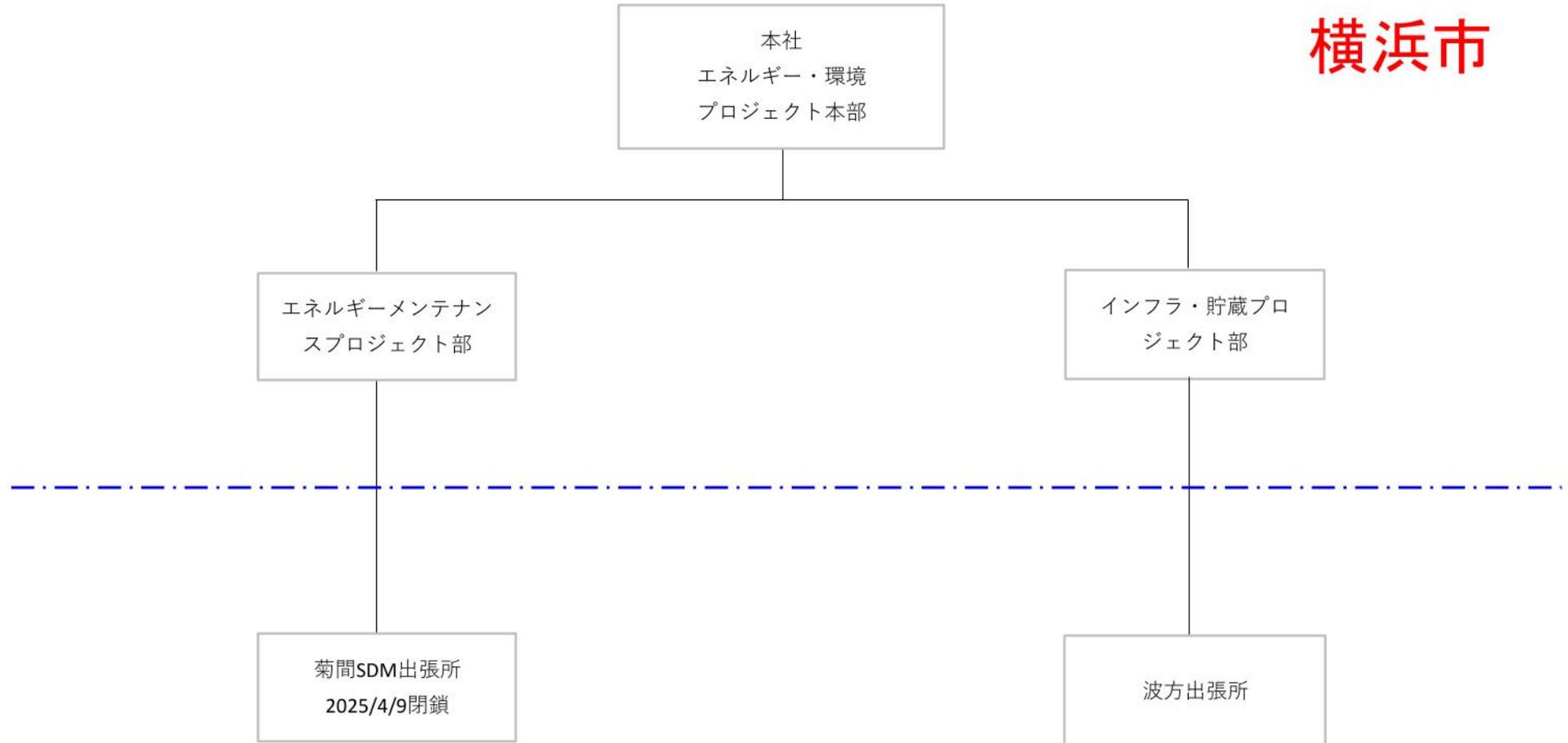
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t
	再生利用業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙-3のとおり	
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



横浜市

愛媛県

産業廃棄物処理計画

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項											
①現状	【前年度(2024年度)実績】										
	産業廃棄物の種類	がれき類(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物)	がれき類(アスファルト・コンクリート破片)	鉱さい	紙くず	燃え殻	廃プラスチック類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	汚泥	建設混合廃棄物	廃油
	排出量	0.888[t]	16.872[t]	40.53[t]	3.6[t]	34.2[t]	14.7[t]	312.0[t]	6996.74[t]	18.72[t]	0.48[t]
	(これまでに実施した取組) 廃棄物の分別を行う。										
②計画	【目標】										
	産業廃棄物の種類	がれき類(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物)	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	汚泥	建設混合廃棄物	廃油					
	排出量	27000.0[t]	30.0[t]	880.0[t]	20.0[t]	0.50[t]					
	(今後実施する予定の取組) 廃棄物の分別の維持、継続。										

産業廃棄物処理計画

産業廃棄物の処理の委託に関する事項											
①現状	【前年度(2024年度)実績】										
	産業廃棄物の種類	がれき類(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物)	がれき類(アスファルト・コンクリート破片)	鋳さい	紙くず	燃え殻	廃プラスチック類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	汚泥	建設混合廃棄物	廃油
	全処理委託量	0.888[t]	16.872[t]	40.53[t]	3.6[t]	34.2[t]	14.7[t]	312.0[t]	6996.74[t]	18.72[t]	0.48[t]
	優良認定処理業者への処理委託量	0.888[t]	16.872[t]	40.53[t]	3.6[t]	34.2[t]	14.7[t]	312.0[t]	6996.74[t]	18.72[t]	0.48[t]
	再生利用者への処理委託量	0[t]	0[t]	0[t]	0[t]	0[t]	0[t]	0[t]	0[t]	0[t]	0[t]
	認定熱回収業者への処理委託量	0[t]	0[t]	0[t]	0[t]	0[t]	0[t]	0[t]	0[t]	0[t]	0[t]
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量										
	0[t]										
	(これまでに実施した取組) 電子マニフェストによる監視。 適切に処分可能な業者の選定。										
②計画	【目標】										
	産業廃棄物の種類	がれき類(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物)	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	汚泥	建設混合廃棄物	廃油					
	全処理委託量	27000.0[t]	30.0[t]	880.0[t]	20.0[t]	0.50[t]					
	優良認定処理業者への処理委託量	27000.0[t]	30.0[t]	880.0[t]	20.0[t]	0.50[t]					
	再生利用者への処理委託量	0[t]	0[t]	0[t]	0[t]	0[t]					
	認定熱回収業者への処理委託量	0[t]	0[t]	0[t]	0[t]	0[t]					
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量										
	0[t]										
	(今後実施する予定の取組) 電子マニフェストによる監視、及び適切に処分可能な業者選定の継続。										